事　務　連　絡
令和８年（2026年）11月13日

社会福祉事業運営費補助金
（施設従事職員育成費）
ご担当者　様

横須賀市民生局福祉こども部
障害福祉課長

令和８年度「施設従事職員育成費補助金（後期）」の申請について

日頃から本市福祉行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、標記について、下記のとおり申請書類等のご提出をお願いいたします。

記

１　補助額

補助額 ＝ 23,000円（職員１人当たりの単価）× 12月１日現在の対象職員数

【対象職員数の算定について】

対象職員は、賞与が支給されている職員のうち、12月１日現在の在職者で１か月以前に採用されている者となります。ただし、次のいずれかに該当する者は、算定の対象から除きます。

①施設の長であって法人の代表者を兼ねる者
②支給日現在までに退職した者及び支給日現在休職等により賞与の支給対象となっていない者
③１年未満の期間を定めて臨時に雇用されている者
④１週間の勤務時間が30時間に満たない者
※実績報告書の提出の際に給与台帳等（写し）を添付していただき、賞与支給日に補助支給額（前期23,000円）以上の賞与が支給されていることを確認させていただきます。

２　対象事業

令和８年３月31日までの間に本市の指定等を受け、申請日時点で現に運営している生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所
※令和８年４月１日以降に開設した事業所につきましては、対象外となります。

３　提出書類

（１）補助金等交付申請書

（２）支給対象者名簿（第４号様式）

※対象の非常勤職員については、各人につき、１週間の勤務時間が30時間以上であることを証する書類（雇用契約書の写し等）を添付してください。

（３）請求書

※請求書に本件責任者と担当者の氏名、連絡先を明記することにより押印（代表者印）を省略できます。

（４）委任状

※申請者と異なる名義の口座に振り込む場合に必要となります。

４　提出期日　**令和８年12月４日（金）**

５　提出方法

障害福祉課あてに郵送または持参、電子メールによりご提出ください。

※省資源化や事務効率化のため、電子メールでの提出にご協力をお願いします。

電子メールアドレス：wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

６　留意事項

本補助金の交付は令和８年度限りとし、令和９年度以降は廃止となります。

（事務担当）横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課
就労・社会参加促進担当　佐山
〒238-8550　横須賀市小川町11番地
電話　046-822-9837　／ＦＡＸ　046-822-2411
メール　wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp